

5 健第311号
令和5年5月2日

各障がい福祉施設・事業所等管理者 様

愛媛県保健福祉部長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の
一部改正について

本県における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から格別の御理解、御協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、社会福祉施設等において感染症又は食中毒(以下「感染症等」という。)が発生又は感染症等が疑われる事案が発生した場合の報告について、こども家庭庁及び厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 自らの施設等で感染症等が発生した場合に備えて、別添通知に基づく対応について施設内の体制を再確認いただき、関係者間で情報共有をお願いいたします。
- 2 施設長は、次のア、イ又はウに該当する場合は、管轄市町の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症等が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて管轄の保健所に報告し、保健所の指示に従って必要な感染対策措置を講じていただきますようお願いいたします。
 - ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【担当】

(障がい福祉施設等に関すること) 障がい福祉課障がい支援係

Tel 089-912-2424

(感染対策に関すること) 健康増進課感染症対策グループ

Tel 089-912-2402